

決済端末のレンタル利用に関する特約

2025年4月1日

SB C&S 株式会社

この「決済端末のレンタル利用に関する特約」（以下「本特約」といいます。）は、PayCAS の加盟店である貴社が、当社より決済機器端末等の貸与（レンタル）を受けて利用する際に適用される諸条件を定めるものです。貴社は、「PayCAS サービス約款」ともに本特約に同意し、これを遵守しなければなりません。なお、本特約は「PayCAS サービス約款」の一部を構成するものであり、本特約に定めのない事項は「PayCAS サービス約款」の定めるところによります。本特約において特に定める場合を除き、本特約における用語は「PayCAS サービス約款」に定める意味で用います。

1. 決済端末等の貸与条件

当社から貴社に対する決済端末等の貸与は、以下の条件に従うものとします。

- (1) 貴社は、決済端末等（当社がレンタル提供する決済機器端末およびその付属品、周辺機器等の総称をいいます。）の貸与を受けて本件サービスを利用することを希望する場合、当社所定の方法（書面又は電磁的方法その他の当社が提供する方法をいいます。）により発注の意思表示（品名、数量、納入場所、利用期間その他当社所定の事項を含むものをいいます。）をするものとし、当社がこれを承諾する意思表示を行った時点で、本件サービスの利用および決済端末等の貸与にかかる契約が成立します。
- (2) 本件サービスの利用および決済端末等の貸与にかかる契約の期間および料金は、「PayCAS サービス約款」の規定に拘わらず、前号の契約において定めるところに従います。これにより、契約期間および料金は、以下のように取り扱われます。
 - i. 本件サービスの料金および決済端末等のレンタル料金は、契約期間満了日の月末締めで当社または当社の業務委託先が発行する請求書に従い、翌月末日までに全額を一括で支払うものとします。
 - ii. 前号の契約の期間満了をもって契約は終了し、契約期間は自動更新されません。また、契約期間中に中途解約することはできず、期間満了前に本件サービスおよび決済端末等の利用を終了する場合であっても、料金の割引および返金はされません。
- (3) 当社は、貴社が本件サービスを利用するために必要となる設定を施した上で、第1号の契約に基づき決済端末等を貸与します。なお、貸与する決済端末等は、新品または中古品（リファービッシュ品を含みます。）から当社が選定します。また、決済端末等にかかる所有権は当社が有するものであり、貴社に所有権が移転するものではありません。
- (4) 貴社は、決済端末等の受領後速やかに検査を行い、初期不良又は設定不備等の不具合品がある場合、受領から3日以内に当社へ通知するものとします。また、利用期間中において決済端末等に不具合もしくは盗難、紛失が生じた場合も、貴社は直ちに当社へ通知するものとします。
- (5) 当社は、前号の通知を受けた場合、自らの選択により決済端末等を修補又は交換します。決済端末等およびその利用（利用不能を含みます。）に関する当社の責任は、本号に定めるものを全てとします。
- (6) 決済端末等の盗難・紛失、または貴社による本特約違反その他貴社の責めに帰すべき事由により決済端末等の不具合が生じたものと当社が判断する場合、貴社は、レンタル料金とは別途発生する補償金を、当社の請求に従って支払うものとします。

- (7) 当社は、貴社の利用期間中であっても、一定期間以上使用が確認できない決済端末について、セキュリティ確保の観点から、当該決済端末からの本件サービスの利用を停止もしくは制限し、または登録情報の抹消を行うことができるものとします。
- (8) 利用契約が終了した場合、終了日から14日以内に当社指定の場所へ着荷するよう、決済端末等を送付して返還しなければなりません。
- (9) 前号の期限までに決済端末等が返還されない場合、または返還された決済端末等が以下①～⑥のいずれか1つでも満たさない場合、その他本特約に違反する行為が行われたものと当社が判断する場合には、貴社は、レンタル料金とは別途発生する補償金（同種の決済端末（新品）の通常販売価格相当額を上限として、当社が金額を定めます。）を、当社の請求に従って支払うものとします。
 - ① 外装に破損がないこと
 - ② 部品（付属品、周辺機器および外箱を含みます）の欠損がないこと
 - ③ 返還すべき物以外の付着物がないこと
 - ④ 汚損がないこと
 - ⑤ 電源が入ること
 - ⑥ 充電ができること

2. 決済端末等の利用条件

貴社は、本件サービスの利用中、決済端末等の利用に際しては以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 決済端末等に付属する取扱説明書および保証書等に従い、かつ善良なる管理者の注意義務をもって、決済端末等を保管し利用すること
- (2) 本件サービスの利用および別途当社が明示的に認めた目的以外の目的で、決済端末等を利用しないこと
- (3) 決済端末等を第三者に使用させ、又は譲渡・貸与・質入れ・複製等しないこと
- (4) 決済端末等に異常又は故障、もしくは盗難、紛失が発生した場合、速やかに当社の指定する連絡先に連絡し、その指示・依頼に従うこと
- (5) 自ら、又は当社が指定した以外の者をして、決済端末等の修理、改造、外観・表示の変更および分解、解析等しないこと
- (6) 当社の事前承諾を得ることなく、当社に申し出た設置場所から決済端末等に移設しないこと
- (7) その他、本件サービスの趣旨に鑑みて当社が不相当と認める態様で利用しないこと

3. PayCAS Mobile 用 SIM カードに関する特則

PayCAS Mobile 端末を利用する場合、同端末上でデータ通信を行うための SIM カード（サービス提供元：ソフトバンク株式会社）が貸与されます。

貴社は、SIM カードの貸与を受けるにあたり、以下の事項を理解し同意するものとします。

- (1) 貸与された SIM カードは、本件サービスの利用を目的とした PayCAS Mobile 端末での利用以外の方法で使用しないこと
- (2) いかなる目的においても、貸与された SIM カードを第三者に使用させ、又は譲渡、貸与、担保権の設定その他の処分をしないこと
- (3) 一定期間に大量の通信を利用した場合、通信速度が制限される場合があること

- (4) 当社又はサービス提供元の判断により、通信サービスが提供されず、又はSIMカードの貸与が終了する可能性があること
- (5) SIMカードの貸与およびデータ通信サービスの利用の対価は、本件サービスの毎月の利用料金と合算して請求されること
- (6) PayCAS Mobile 端末を用いた本件サービスの利用を終了し、又はその他の理由によりSIMカードの貸与が終了した場合、速やかにSIMカードを当社へ返却すること
- (7) 貸与されたSIMカードを紛失・破損し、又は前号に従った返却がなされない場合、当社の請求に基づき、補償金として金10,000円（消費税等別）を当社に支払うこと

4. その他

- (1) 当社は、決済端末等およびSIMカード（これを利用したデータ通信サービスを含みます。本項において以下同じ。）について、本特約に定めるものを除き、何らの保証、確約を提供するものではありません。
- (2) 決済端末等もしくはSIMカードの不具合等により、又は貴社による決済端末等もしくはSIMカードの利用の結果として、貴社又は貴社の顧客その他の第三者に損害が生じた場合であっても、これが当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 「PayCAS サービス約款」と本特約に矛盾抵触がある場合、その限りにおいて本特約が優先します。

以上